

三次市教育委員会議案第 28 号

定例市議会に提出される教育委員会関係の議案について承認を求める。

平成 20 年 9 月 9 日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

提案理由

三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案を次のように提出することについて、教育委員会の承認を求めるものです。

三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例等の一部を改正する条例（案）

（三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例の一部改正）

第 1 条 三次市歴史民俗資料館設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項及び第 2 項中「3 年間」を「6 年間」に改める。

（三次市体育施設設置及び管理条例の一部改正）

第 2 条 三次市体育施設設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項及び第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、三良坂運動公園陸上競技場、三和総合運動公園、三次市営球場、カーター記念球場、吉舎テニスコート及び酒屋体育館については、6 年間と

する。

(三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例の一部改正)

第3条 三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例(平成16年三次市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項中「3年間」を「6年間」に改める。

(三次市B&G海洋センター設置及び管理条例の一部改正)

第4条 三次市B&G海洋センター設置及び管理条例(平成16年三次市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第2項中「3年間」を「6年間」に改める。

(三次市都市公園設置及び管理条例の一部改正)

第5条 三次市都市公園設置及び管理条例(平成16年三次市条例第229号)の一部を次のように改正する。

第28条の5第1項及び第2項に次のただし書を加える。

ただし、三次市みよし運動公園については、6年間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、平成21年4月1日以降開始する指定管理者の指定の期間について適用し、現在指定管理者の指定の期間があるものについては、なお、従前の例による。